

余裕期間を設定する工事の実施について

本市では、建設工事の計画的な発注をもって施工時期の平準化及び受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、建設資材の調達や労働力確保に要する余裕期間を設定した工事を実施します。

1 余裕期間と工期の考え方

「余裕期間」とは、建設資材及び労働力の確保を計画的に行うための期間であり、実工期の日数に30%を乗じて得た日数を上限（60日を限度）とします。

- 1 全体工期 契約締結日から工事終期までの期間のこと。
- 2 実工期 工事始期から工事終期までの期間（準備及び後片付けに係る期間を含む。）のこと。

2 取扱い

1 余裕期間の設定について

余裕期間を設定した工事については、設計図書等に「余裕期間設定工事」と表記します。

2 余裕期間設定工事の方式

- (1) 発注者指定方式 発注者が工事始期を指定する方式
- (2) 任意着手方式 発注者が示した工事着手期限までの期間内で、受注者が工事始期を決定する方式
- (3) フレックス方式 発注者があらかじめ設定した期間内で、受注者が工事始期と工事終期を決定する方式

3 契約書類について

- (1) 工事請負契約書及び着工届に記載する工期は実工期とし、着工届の着工日については、実工期の工事始期を記載してください。
また、コリンズへの登録については、「契約工期」の「開始年月日」は契約締結日を、「実工期」の「開始年月日」は工事始期を記載してください。
- (2) 受注者は、工事請負契約書第34条第2項の規定にかかわらず、実工期の工事始期以降でなければ、発注者に対して前払金の請求をすることはできません。

4 現場代理人及び主任（監理）技術者の配置について

現場代理人及び主任（監理）技術者の配置については以下のとおりとします。

- (1) 実際の工期の開始は、契約日からではなく、特記仕様書等に記載した実工期の工事始期として設定した日となることから、余裕期間に、現場代理人や主任（監理）技術者の配置をする必要はありません。
- (2) 余裕期間を設定した工事と手持ち工事の関係について、実工期が重複していなければ、専任を要する工事であっても、同じ技術者を配置することも可能となります。
- (3) 余裕期間内に、建設資材の調達や労働力の確保が図られた場合、施工担当課との協議により工事着工ができます。その場合は、協議後の実工期の工事始期に「着工届」、「現場代理人等決定通知書」、「変更工程表」を提出してください。

5 配置予定技術者の変更について

条件付き一般競争入札の事後審査において配置予定としていた技術者が、現在従事している他工事の工期延期等により工期始期に配置できないことが明らかとなった場合は、配置予定技術者を変更することができます。この場合、他工事の工期延期等を疎明する資料及び変更後の技術者に係る資格確認資料を直ちに契約課へ提出し、変更の可否の審査を受けてください。

なお、工事始期に技術者を配置できない場合は、原則として契約解除等の措置の対象となりますので、ご注意ください。

